

工事名	都市計画道路 新飯塚潤野線 橋梁下部工(A2) 工事
-----	----------------------------

別表1:評価項目及び評価基準

分類	評価項目		評価基準		配点
簡易な施工計画	(課題1)品質管理に関わる技術的所見【注1】		品質の確認方法、管理方法等が現場条件等を踏まえて適切であり、工夫が見られるかどうか		7.5
7.5点	『コンクリートの品質確保について』		なお、コンクリートの運搬及び場所打ち杭に関する提案は評価の対象としない。		～ －
企業の技術力	工事成績評定【注2】	(4.2点)	82点以上		4.2
			79点以上82点未満		3.2
			76点以上79点未満		2.1
			73点以上76点未満		1.1
			73点未満(工事成績無し)		－
	公共工事における施工実績【注3】	(0.9点)	鉄筋コンクリート構造の橋梁下部工新設工事の施工実績あり		0.9
			上記以外		－
	工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点【注4】	(2.4点)	飯塚県土整備事務所管内に主たる営業所を有する		2.4
			上記以外		－
	安全管理の状況【注5】	(0.9点)	建設業労働災害防止協会に入会		0.6
			上記以外		－
			建設業労働災害防止協会の指定する講習の修了状況の有無	有 無	0.3 －
			福岡県との防災協定の締結【注6】	(2.2点)	飯塚県土整備事務所との防災協定締結有り
	飯塚県土整備事務所以外との防災協定締結有り				1.1
	15.0点	福岡県との防災協定の活動実績【注6】	(0.8点)	上記以外	
飯塚県土整備事務所との活動実績有り				0.8	
飯塚県土整備事務所以外との活動実績有り				0.4	
若年技術者の採用状況【注7】		(0.6点)	34歳以下の技術者を令和5年度以降に採用し、雇用状況にある技術者の有無		0.6 －
			受注工事量比率<0.5		3.0
施工体制確保の確実性 受注工事量比率＝過去1年間の受注実績÷過去3年間の平均受注実績【注8】		(3.0点)	0.5≦受注工事量比率<1		2.3
			1≦受注工事量比率<1.5		1.5
	1.5≦受注工事量比率<2		0.8		
		2≦受注工事量比率		－	
配置予定技術者の技術力	同種工事(申請)の工事成績評定【注9】	(3.0点)	82点以上		3.0
			79点以上82点未満		2.3
			76点以上79点未満		1.5
			73点以上76点未満		0.8
			73点未満(工事成績無し)		－
	配置予定技術者の資格	(3.0点)	技術士、1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工管理技士2級土木施工管理技士等の資格を有する		3.0 －
			継続教育(CPD)の取り組み状況【注10】	(1.5点)	各団体推奨単位以上取得
各団体推奨単位の2分の1以上取得		0.8			
		上記以外		－	
合計	30.0点				
施工体制の評価 1.2点	施工体制評価点【注11】	(1.2点)	低入札価格調査基準比較価格以上で入札		1.2
			低入札価格調査基準比較価格未満で入札		－

【注1】本工事を施工するにあたり、指定された課題に対して、各仕様書や各種法令等を満足するための具体的な有効な施工方法、施工上の工夫を記載すること。

【注2】評価の対象とする工事は、工事種別が土木一式工事で令和4年2月1日から令和7年1月31日の間に完成し、工事成績評定を受けた福岡県発注工事(業者の等級別格付を行う際の主観的事項の評定に用いた全ての工事を対象とする。)とし、成績評定点と最終契約金額の積の合計を最終契約金額の合計で除した値(加重平均値、小数点以下切り捨て)により評価する。特定建設工事共同企業体の工事成績評定は各構成員が同じ成績評定を受けたものとし、最終契約金額は各構成員毎の出資比率を掛けた金額とする。ただし、前記県発注工事において対象工事がない場合は、令和3年4月1日から令和6年3月31日の間に完成した国土交通省九州地方整備局発注の工事(全工事種別)を対象とする。

【注3】平成22年度以降に、公共工事の元請として完成した鉄筋コンクリート造の橋梁下部工新設工事の施工実績(共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。)を有する場合評価する。

【注4】主たる営業所とは、建設業法に規定する主たる営業所のことをいう。

【注5】建設業労働災害防止協会の加入は、令和7年3月31日時点における協会加入の有無を評価の対象とする。労働災害防止に関する講習の受講は、申込期限日において雇用している者のうち、建設業労働災害防止協会実施の「総合工事業者のためのリスクアセスメント研修」又は「新 総合工事業者のためのリスクアセスメント研修」を受講したものを評価の対象とする。

【注6】「防災協定」とは、県土整備事務所又は苅田港務所と締結する「風水災害時の緊急対策工事等に関する協定」をいう。「防災協定の締結」については、申込期限日において「防災協定」を締結している者を評価の対象とする。「活動実績」は、令和4年4月1日から申込期限日までに「防災協定」に基づく緊急対策工事の完成した実績がある者を評価する。なお、自主活動の実績は評価しない。

【注7】令和5年4月1日以降に34歳以下の技術者を採用し、かつ、申込期限日において3ヶ月以上継続的に雇用している場合に評価の対象とする。なお、技術者とは建設業法施行規則第1条に規定する学科を卒業した者、建設工事に技術者(監理技術者(特例監理技術者を含む。以下同じ。)、監理技術者補佐、主任技術者、現場代理人又は担当技術者)として従事した経験(採用後に技術者として従事した経験も含む。)を有する者又は建設業法施行規則第7条の3に規定する免許等を有する者とする。

【注8】受注工事量比率＝「過去1年間の受注実績」÷「過去3年間ににおける年度平均受注実績」
評価の対象とする工事は、工事種別が土木一式工事で県土整備事務所、ダム建設事務所、苅田港務所、流域下水道事務所又は建築都市部営繕設備課発注の工事で総合評価落札方式によって入札を行った工事とする。
「過去1年間の受注実績」とは、令和6年8月15日から令和7年8月14日の間に落札した工事の落札額(税抜き)の合計とする。
「過去3年間ににおける平均受注実績」とは、令和4年4月1日から令和7年3月31日の間に落札した工事の落札額(税抜き)の合計を3で除した金額(小数点以下は四捨五入)とする。ただし、過去3年間の平均受注実績が8千万円に満たない場合は8千万円とする。

【注9】福岡県(全ての部局が対象)、国土交通省九州地方整備局発注の工事で令和2年度以降に完成した、鉄筋コンクリート構造の道路構造物工事又は鉄筋コンクリート構造の河川構造物工事の評定点の高いものを評価する。ただし、以下のア又はイの場合は1ランク、ウの場合は2ランク下位の評価とする。
ア 評価の対象となる実績工事に担当技術者として従事していた場合。
イ 評価の対象となる実績工事に監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人として従事し、その従事期間が監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者が専任性を要する期間の50%未満の場合。
ウ 評価の対象となる実績工事に担当技術者として従事し、その従事期間が監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者が専任性を要する期間の50%未満の場合。

【注10】各団体とは(公社)地盤工学会、(一社)全国土木施工管理技士会連合会、(公社)土木学会、(公社)日本技術士会とする。

【注11】入札時に、入札者が低入札価格調査基準比較価格以上で応札した場合に加点を行う。入札者が低入札価格調査基準比較価格未満で応札した場合は加点しない。